

○厚生労働省告示第 号

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第六条第三項、第七条第二号、第八条第一項第二号、第九条及び第十一条の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成十八年度の医療保険者の納付金の額の算定に關して厚生労働大臣が定める率及び額をそれぞれ次のように定めたので、同令第十三条の規定により公示する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成十八年度の医療保険者の納付金の算定に關して厚生労働大臣が定める率及び額

区 分	率 又 は 額
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。）第六条第三項に規定する算定率	〇・〇一四四八九二四
省令第七条第二号に規定する率	一・一六六二九二二二
省令第八条第一項第二号に規定する率	〇・九八八八〇七八六

省令第九条に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額	四七、五七八円
省令第十一条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額	四一、六八八円